

小美玉市議会 総務常任委員会審査記録

| | | |
|----------------|--|-----------|
| 招集年月日 | 平成 29 年 12 月 11 日 (月) | 午前 10 時開会 |
| 会場場所 | 小美玉市本庁舎 3階 議会委員会室 | |
| 出席委員 | 大和田智弘委員長, 長島幸男副委員長, 荒川一秀委員, 関口輝門委員, 鈴木俊一委員, 村田春樹委員, 市村文男議長 | |
| 欠席委員 | なし | |
| 職務出席者の職氏名 | 林利家副市長, 島田清一郎市長公室長兼秘書広聴課長, 白井福夫企画財政部長兼財政課長, 我妻智光総務部長兼総務課長, 亀山一市民生活部長兼生活文化課長, 岡野英孝危機管理監兼防災管理課長, 久保田一江議会事務局長, 清司俊之消防長, 藤本正子会計管理者兼会計課長, 植田みのり監査委員事務局長, 立原伸樹小川総合支所長兼総合窓口課長, 飯塚新一玉里総合支所長兼総合窓口課長, 倉田増夫政策調整課長, 滑川和明市民協働課長, 太田勉企画調整課長, 園部章一税務課長, 小神野勤収納課長, 藤枝修二管財検査課長, 菊田裕子市民課長, 真家功環境課長, 鈴木定男議会事務局次長, 木名瀬美昭消防次長, 長島久男消防本部総務課長, 中島賢二警防課長, 鈴木正人予防課長, 関秀樹秘書広聴課課長補佐, 植田賢一財政課課長補佐, 倉田賢吾総務課課長補佐, 清水利雄防災管理課危機管理室長, 林美佐市民生活部生活文化課課長補佐, 安彦晴美市民生活部生活文化課課長補佐, 深作治書記 | |
| 協議事項 | (1) 1. 議案第 77 号 小美玉市自治基本条例の一部を改正する条例について 2. 議案第 78 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号) (総務常任委員会所管) 3. 陳情第 2 号 太陽光発電施設に関する陳情書 (2) その他 | |
| 会議 (発言等の要旨) | 平成 29 年 12 月 11 日 (月) 午前 9 時 55 分開会 | |
| 長島副委員長 | 皆さんおはようございます。 定刻より早いですが全員揃っているようですので、総務常任委員会を開会いたします。 最初に委員長挨拶よろしく申し上げます。 | |
| 大和田委員長 | 皆さん改めておはようございます。 委員のみなさんそして執行部の昨日そして一昨日の一般質問に続きましての委員会誠にご苦労さまでございます。今日は大分寒さも緩みましたが、寒さも大分厳しくなってきました。今日は 11 日ということで冬至が 12 月 22 日ということで、冬至の 10 日前が一番、日が短いといわれていますので、今日明日あたりが一番、日が短いのかなと思っております。そういうわけで明日からまた寒さが一段と強まってくるということです。皆さま方には年末に向けて体のほう十分留意されましてご活躍いただくことをお願いしたいところでもございます。 本日の委員会ですけれども、先日本会議で付託されました 2 議案そしてまた陳情が 1 件でございます。 また、議案も 12 月ということで議案数も少ないわけですが、皆さま方との慎重な審議をお願いするところでございます。 本日の流れとしましては、議案について皆さんに審議いただきまして、その後陳情案件につきましては現地調査を行い、陳情の審査をしたいと考えておりますので、委員の皆さま執行部の皆さまのご協力をお願い申し上げまして簡単ですけれどものご挨拶に替えさせていただきます。 本日はよろしく申し上げます。 | |

| | |
|--|--|
| 長島副委員長 | <p>ありがとうございました。 つづきまして市村議長お願いいたします。</p> |
| 市村議長 | <p>それでは、おはようございます。 早朝から大変ご苦勞様でございます。 委員長からありましたように今日の日程、そしてまた 30 日から始まりました今定例会一般質問が終わりまして常任委員会それぞれ慎重なご審査をお願いしたいと思います。大変ご苦勞さまです。</p> |
| 長島副委員長 | <p>ありがとうございました。 執行部の方から林副市长がみえられておりますのでご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。</p> |
| 林副市长 | <p>皆さんおはようございます。 本日は総務常任委員会ということで、朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。 先ほど議長の方からもございましたように 11 月 30 日より第 4 回定例会を開会していただきまして先週は一般質問ということでご苦勞様でございました。また、本日よりは常任委員会ということで慎重なる審議をいただきながら執行部から提出させていただきました案件が原案どおり可決いただければありがたいと思っておりますのでどうかよろしくをお願いしたいと思います。 本日は先程委員長からもありましたように天気も非常に穏やかな天候でございますがまた明日からは少し寒さが厳しくなっていると思います。後 20 日ということで本年も終わりのわけでございますけれども健康に留意していただきながら、ご活躍いただければと思っておりますのでどうかよろしくをお願いいたします。本日は審議よろしくをお願いいたします。お世話になります。</p> |
| 長島副委員長 | <p>ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。議案審査の進行の方は委員長の方でよろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>1) 議案第 77 号 小美玉市自治基本条例の一部を改正する条例について</p> | |
| 大和田委員長 | <p>それでは、議事に入ります。よろしくお願い致します。 本日の議題は、12 月 8 日 付託された議案審査付託表のとおりであります。 「議案第 77 号 小美玉市自治基本条例の一部を改正する条例について」を議題いたします。 執行部より説明を求めます。倉田政策調整課長。</p> |
| 倉田政策調整課長 | <p>おはようございます。 議案第 77 号 小美玉市自治基本条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 議案第 77 号につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。 提案理由につきましては、地方自治法の一部改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」の法的な策定義務が廃止されましたが、基本構想の策定にあたっては、従来どおり議会の議決を経ることとするため、この案を提出するものでございます。 具体的な条文の改正につきましては、最終ページの新旧対照表をご覧ください。左側の改正案の方でございますが、第 13 条第 2 項に「市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。」を加え、これまでの第 2 項を第 3 項とするものでございます。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>なお、この条例は、公布の日から施行する。としてご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 大和田委員長 | <p>以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。 質疑はございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>「なし」の声あり。</p> |
| 大和田委員長 | <p>ないようですので、以上で質疑を終結します。 次に、討論に入ります。討論はございますか。</p> |
| 各委員 | <p>「なし」の声あり。</p> |
| 大和田委員長 | <p>ないようですので討論を終結します。これより採決に入ります。 「議案第 77 号 小美玉市自治基本条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。 おはかりいたします。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>「異議なし」の声あり。</p> |
| 大和田委員長 | <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p> |
| <p>2) 議案第 78 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号) (総務常任委員会所管)</p> | |
| 大和田委員長 | <p>つづいて、「議案第 78 号 平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号) (総務常任委員会所管事項)」についてを議題といたします。 執行部より説明を求めます。白井企画財政部長。</p> |
| 白井企画財政部長 | <p>それでは、議案第 78 号平成 29 年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号) のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。 7 ページをお開き下さい。 総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。 その後、歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。 10 款, 1 項, 1 目 地方特例交付金で、510 万 4,000 円の補正増、減収補てん特例交付金の額確定による増額でございます。 次に、11 款, 1 項, 1 目 地方交付税で、3 億 1,186 万 2 千円の補正増、普通交付税の額確定による増額でございます。 続きまして、8 ページをお開き願います。 18 款, 1 項 寄附金, 1 目 総務費寄附金、ふるさと応援に対する指定寄附金で 3,000 万円の補正増でございます。 19 款 繰入金, 2 項, 1 目 基金繰入金、財政調整基金繰入金で 6,729 万 3 千円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で 1,019 万 3 千円の補正増でございます。 21 款 諸収入, 5 項, 5 目 雑入、建物災害共済金で 268 万円の補正減でございます。 22 款, 1 項 市債, 3 目 消防債、消防機庫整備事業債で 200 万円の補正増、同じく 5 目臨時財政対策債で 4,906 万 1 千円の補正減でございます。 歳入につきましては、以上でございます。</p> |
| 藤枝管財検査課 | <p>つづきまして、歳出についてご説明いたします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 長 | <p>はじめに、管財検査課所管よりご説明いたします。9ページをご覧ください。5目財産管理費でございますが、事業1公有財産管理事務費の15節工事請負費について、977万3,000円の増額をお願いするものでございます。</p> <p>内容でございますが、管財倉庫建築工事費につきましては、工事完了に伴い268万円を減額するものでございます。</p> <p>受電設備修繕工事につきましては、年次点検により指摘を受けました負荷開閉器等の交換を行うため、109万1,000円の増額をするものでございます。</p> <p>農業会館等解体工事につきましては、これまで農業委員会の事務所として利用しておりました農業会館と、分庁舎脇倉庫の解体費としまして、1,136万2,000円の増額をするものでございます。以上です。</p> |
| 太田企画調整課長 | <p>つづいて、企画調整課所管について、ご説明させていただきます。</p> <p>6目企画費、2ふるさと寄付金事業については、2,519万3,000円の増額補正でございます。</p> <p>内容といたしましては、今後の寄付金増額を見込み、それに関連する経費といたしまして、事業推進協力者謝礼として1,500万円、郵便料や返礼品送料代として577万3,000円、寄付金申請受付システム等手数料として142万8,000円、ふるさと寄付金支援業務委託料として、299万2,000円の増額をお願いするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 岡野危機管理監 | <p>13目防災諸費につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>防災行政無線事務費に298万1,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、議案質疑にも答弁させていただきましたが、戸別受信機の設置の工事請負費として298万1,000円、60台分の新規設置をお願いするものでございます。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p> |
| 亀山市民生活部長 | <p>続きまして、その下19目市民文化交流費になります。</p> <p>説明欄2芸術文化振興事務費でございますが、13委託料 舞台機構音響照明技術委託料で415万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>内容でございますが、舞台機構音響照明技術委託料として、小川文化センター及び四季文化館における、自主事業実施時の舞台操作や、貸館事業におけるの安全管理に伴う技術委託でございます。技術委託を伴う自主事業及び貸館事業が当初見込んでいたよりも多く予定されているため、不足分の増額補正をお願いするものでございます。</p> <p>続きまして、説明欄3小川文化センター施設維持管理費で、727万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。13委託費で凝縮機薬剤洗浄委託197万7,000円は、館の冷房を行なう際の冷凍機のフィルターの目詰まりを防ぐための対策として、薬品による洗浄を行う費用でございます。</p> <p>続きまして、15工事請負費は、非常用自家発電装置修繕工事529万6,000円こちらは、停電時に非常灯への電気の供給だけでなく、消防設備のための電力も供給するための発電装置の修繕工事を行うものでございます。</p> <p>双方とも、定期保守点検において判明し早急な修繕が必要なため、お願いするものでございます。</p> |
| 我妻総務部長 | <p>10ページをお願い致します。</p> <p>2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費でございます。598万1,000円の補正増でございます。平成30年4月29日任期満了に伴う市長選挙経費でございます。内訳でございますが、報償費、ポスター掲示設置場所協力者謝礼、需用費、消耗品費、印刷製本費49万2,000円、委託料、選挙人名簿等作成委託料、ポスター掲示板仮設撤去委託料などで544万2,000円、合計598万1,000円の補正増をお願いするものでございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>太田企画調整課長</p> | <p>つづいて、企画調整課所管について、ご説明させていただきます。</p> <p>5項統計調査費、2目指定統計費、6就業構造基本調査費については、事業費全体に増減のない組換えの補正でございます。</p> <p>内容といたしましては、11月の就業構造基本調査完了に伴う事業費確定により、関連経費として、統計調査員報酬2万1,000円、臨時職員賃金3万2,000円の減額、調査協力者謝礼として3万6,000円の増額、また、消耗品費が2万円の減額、そして、通信運搬費3万7,000円の増額をお願いするものでございます。調査協力者謝礼の導入については、国からの指示によるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>真家環境課長</p> | <p>13ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>つづきまして環境課所管の補正予算でございますが、13ページと14ページの上段に股がります。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費でございます。</p> <p>環境衛生事務費といたしまして、19節負担金補助金及び交付金73万8,000円の増でございます。湖北水道企業団負担金でございます。</p> <p>次に、7目公害対策費でございます。公害対策費としまして13節委託料56万5,000円の補正像でございます。土壌分析調査の委託料でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>長島消防本部総務課長</p> | <p>続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。</p> <p>16ページをお開きください。9款、1項消防費、1目常備消防費、8警防活動経費の77万円の補正増につきましては、平成30年度新規採用職員の防火衣の購入費をお願いするものでございます。</p> <p>次に3目消防施設費 1消防施設整備事業で584万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、消防施設等撤去工事170万1,000円の補正増につきましては、防火水槽の老朽化等に伴い3箇所の撤去工事費をお願いするものでございます。</p> <p>消防機庫新築工事414万8,000円の補正増につきましては、第2分団機庫建設工事で、安全対策上建物の位置を道路沿いから敷地奥へ変更したため、アスファルト舗装及び敷地周囲のフェンスの追加工事費をお願いするものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>白井企画財政部長</p> | <p>つづいて、20ページをお開き願います。</p> <p>12款、1項公債費、1目元金、地方債償還元金で、329万6,000円の補正増でございます。</p> <p>同じく2目利子、地方債償還利子で、3,838万1,000円の補正減でございます。平成28年度地方債借入分の借入利率が低金利であったことや、繰越事業が生じたことにより平成28年度借入分地方債が、見込みより少なくなった事により、償還利子に不用額が生じるため減額をお願いするものでございます。</p> <p>13款諸支出金、1項基金費、17目ふるさと応援基金費で3,000万円の補正増、ふるさと応援に対する指定寄附金を積立てるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>大和田委員長</p> | <p>以上で説明は終わりました。</p> <p>申し遅れましたが、本日の傍聴は福島議員、植木議員から申し込みがありましたので許可しましたのでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> |
| <p>荒川委員</p> | <p>皆さんおはようございます。</p> <p>専門的なことで申しわけないが、藤枝くんをお願いしたいが電気設備の交換の場所は</p> |

| | |
|------------|---|
| | どこなのか、高圧受電設備の内容を聞かせてもらいたい。 |
| 藤枝管財検査課長 | <p>荒川議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>ただ今ご質問のあった内容につきましては、外部から引き込んでいる受電設備になりまして、庁舎裏浄化槽設備のすぐ上にある柱状の負荷開閉器です。15年経過しておりまして開閉に不都合があるといった指摘がありました。それと合わせて、受電のキューピクルの電圧計が正確に動いていないとのことで、それらの交換修繕工事となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 荒川委員 | <p>中身はだいたい解った。1箇所だけだね不具合はね。ちょっと高くないかと思えます。発電機、亀山部長の500万からかかっているが、全部取り替えるといくらくらいになるのか。</p> |
| 林生活文化課課長補佐 | <p>荒川議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>アピオスにあります非常用自家発電装置でございますが、保守点検は水戸にあります株式会社入江電機工業所が行なっております。建ってからアピオスは今年で35年になりますが、建てた当初のものを使わせていただいております。これまで不具合が生じた時に修繕工事でまかなってきたところでございますが、今回、停電した時に自動で切り替わらないといった症状がおきまして、停電時に非常電源に切り替えるための部品等々の修繕をしたいと思っております。以前に不具合が生じた際、非常用電源装置を全部取り替える工事をするとなると概算ですが、2,000万円ぐらいの工事費用等がかかるということです。今回不具合が生じている部品等々が35年前の部品でありませんで、部品に合うように改良したものをつけて機械と調整させて動かそうといった状態でこの工事の方をあげさせていただきました。</p> |
| 荒川委員 | <p>概要はわかりました。老朽化していて、インターロック方式といって自動で切り替える方式だけど専門的にいうと、機械そのものがだめなのに心臓がだめなのにそこら辺の血管だけ直したってだめだよ。全部心臓から直さないでだめですよ。そこら辺思い切った予算を取らないと、非常電源だからいざという時に対応しなかったら何にもならない無駄になってしまう、検討して補正組み直して大きくしたほうが良いのではないかな。この予算はとっておいて3月に差額分を増額して年度内に仕上げるような形とかの方法でできれば、私はその方が良いと思いますが、これは私の意見で皆さんどう思うかわかりませんが、とにかく非常というのは非常なので、病院じゃないからまだ良いかもしれないが病院だって何処だって同じだからね、病院などは一発だから人命に関わるし、庁舎だって同じでしょう、何かあったとき真っ暗い中、進んでいったら死んでしまうから、どうでしょうか。</p> |
| 亀山市民生活部長 | <p>只今の荒川議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>現在この設備につきましては、停電中ポンプとか何か緊急性が発生してくるものですから、今回工事費として計上させていただきます。今回修繕をすればある程度の期間に対応できるというようなかたちで保守点検業者の方から確認をしているところでございます。</p> <p>ご理解よろしくお願い致します。</p> |
| 荒川委員 | <p>太鼓判を押してくれたんだね。大丈夫だと。大変だこの責任は。わかりました。</p> |
| 亀山市民生活部長 | <p>緊急の場合に消火栓なども関係してきますので、逃げる時の電気だけではなくてそういうものも発生するものですから緊急性もございますのでご理解お願いいたします。</p> |
| 荒川委員 | <p>緊急性をようするから心臓部を直したら良いと言っている。ダメだと言っているのではなく、増額してでも修繕したほうが良いと、私は建設的に言っている。以上です。</p> |

| | |
|------------|--|
| 鈴木委員 | 10 ページの総務費の市長選挙経費ですが、来年4月だと思いましたが今年度中に3月までに行う予定になっているのかお願いします。 |
| 我妻総務部長 | まだ、選挙日は決めてございませんが、先ほど説明させていただきました満了日が4月29日ですから、それから30日前から29日までの間に選挙を行うというようなことで、当然3月までに必要な経費が発生しますので補正をお願いして残りの残金について当初予算で組んで実施していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。 |
| 鈴木委員 | わかりました。 14 ページの公害対策費の分析調査はどこ土地をやるんですか。 |
| 真家環境課長 | この場所につきましては、小川の幡谷地区元別荘分譲地でございます。 |
| 鈴木委員 | 公害が出たとか何かあったのか。 |
| 真家環境課長 | ここに無許可の土砂の搬入がありまして、昨年撤去指示、撤去命令といった条例にしたがって指示を出しておりまして命令に従わない業者だったので条例に基づいて刑事告発というような事も考えまして、石岡警察署と現在調整しているところですが、土砂の量を実測した測量図がないと資料が足りないというような指示がありまして、石岡警察署と資料調整した中で補正させていただきました。 |
| 鈴木委員 | ぜひ、公害など対応をお願いします。 以上です |
| 長島委員 | 9 ページですが、農業会館解体工事ということで金額が出ていますが、あと農業会館の隣の建物ということですが、撤去した後の利用というか駐車場とかそういう構想はあるのか。跡地はそんなに広くないと思いますがご説明をお願いします。 |
| 藤枝管財検査課長 | 農業会館の跡地につきましては、当面平地で考えています。それと農業会館の脇ではなくて裏の分庁舎脇の倉庫がもう1つ解体するものになっております。その裏に防災倉庫がありますので、そこを有効活用できるように少しスロープになりますますが車が通れるように行き来できるような形にして、今防災倉庫については大きく迂回しないと回れないような形になっておりまして、そちらに容易に入れるようにしたいと考えております。 |
| 長島委員 | はい、わかりました。もう1つですが、芸術文化振興事務費の舞台機構音響照明技術委託料で415万からとありますが、小川と美野里で小川がいくら位、それと先ほど説明がありましたが、毎年こういう形で補正しているのか。 説明をお願いします。 |
| 安彦生活文化課長補佐 | 長島委員さんの質問にお答えいたします。 先に毎年補正で行っている項目でございますが、当初予算の編成する時期が次年度の自主事業等の内容等が決定していないことや貸館については利用日の半年前にならないと予約することが出来ないといった状況がございまして、毎年当初見込みが甘かったというのはそのとおりでございますが、半年前にならないと状況が分からないというところで今年も見込みより技術委託料がかかってしまう予定になってございます。そのようなことから今回も補正をお願いしているものでございます。 アピオスとみの～れの内訳でございますがほぼ半々であります。年間の料金でみますと半額程度ずつ、アピオスとみの～れとでかかってございます。 以上でございます。 |

| | |
|------------|---|
| 長島委員 | はい、わかりました。 今の説明では、当初予算の方へなかなか組み入れられないというようなことですが、多少は当初予算に組み込んでいるのか。415万というのは増額分とみていいのか。去年1年間で各々アピオスとみの〜れで、どれくらいかかっているのかお聞きしたいのですが。 |
| 安彦生活文化課長補佐 | 当初予算では712万8,000円で組んでおります。昨年度の実績でございますが、合計でしか手持ちがなく申し訳ないのですが、1,013万4,720円の決算額となっております。 以上でございます。 |
| 長島委員 | はい、わかりました。 去年が1千万、今年もこれから計算してみますと約1,100万の金額ということよろしいわけですね。 はい、わかりました。以上で終わります。 |
| 荒川委員 | 手堤の防火水槽について相談があったと思うがどうなったかな。 |
| 中島消防本部警防課長 | 只今のご質問にお答えいたします。 手堤の防火水槽でございますが、老朽化により区長さんからの申請に基づき補正をお願いし、撤去させていただきます。 容量につきましては、約10㎡でございます。以上でございます。 |
| 荒川委員 | 防火水槽撤去し、水利の状況はどうか |
| 中島消防本部警防課長 | 水利につきましては、近くに消火栓がございます。以上でございます。 |
| 荒川委員 | それで十分ということだね。 |
| 大和田委員長 | ほかに質疑はございませんか |
| 各委員 | 「なし」の声あり。 |
| 大和田委員長 | ないようですので質疑を集結いたします。 次に、討論に入ります。討論はございますか。 |
| 各委員 | 「なし」の声あり。 |
| 大和田委員長 | ないようですので討論を終結いたします。 これより採決に入ります。 「議案第78号 平成29年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）（総務常任委員会所管）」採決いたします。 おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 「異議なし」の声あり。 |
| 大和田委員長 | ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 |

| (2)その他 | |
|----------|---|
| 大和田委員長 | 続いて、陳情の予定ですが、次第ではその他が最後になっていますけれども、ここでその他、亀山部長のほうから発言の申し出がありましたので許します。 |
| 亀山市民生活部長 | 実は、先般の木村議員からの一般質問のなかでも答弁をさせていただいておりますが、現在、小美玉市残土条例の改正に向けて現在進めているところでございます。しかしながら、今般、非常に不法な残土の埋立て等事案が多発してございます。そのようなことから緊急性を考えまして、条例の改正案が整い次第、間に合えば今回の議会において、追加議案として提案をさせていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 |
| 大和田委員長 | ただいま、亀山部長のほうから、そのような方向で進めたいというようなことですので、よろしくお願いいたしますと思っております。 |
| 荒川委員 | いいですね。宮田地区関係のほうが多いのかな。 |
| 市村議長 | 実はこの間、一般質問の最終日の日に宮田地区とか用事がありまして、宮田の押手さんのほうから傍聴に来ていたときにもそういうお話があったので見て来たんですが、これは緊急性があるなと思ひまして、いろいろそういうお話させていただきました。よろしくお願いいたしますと思ひます。 |
| 大和田委員長 | いま、議長のほうからもありましたけども、玉里地区でも大変地域住民が困っている問題がありますので、担当のほうにもお話をしたところではございますので、早急にそういう措置をとっていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。 |
| 荒川委員 | それは、委員会に付託しないで全体審議で行うのか。 |
| 市村議長 | 付託してはいないので。 |
| 荒川委員 | いいでしょう。全体審議で。 |
| 市村議長 | 最終日に全協で説明をいただいて、うちの全協はそのなかでいろいろ質疑できるようにしてありますから、そこで活発な意見をいただいて、進められればいいのかと思ひます。 |
| 大和田委員長 | そのように対応していきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。 つづいて、「陳情第2号 太陽光発電施設に関する陳情書」でございませうけれども、本件につきましては、現地調査を行いまして、戻りましたら審査をしたいと思ひます。この、陳情第2号につきましては、担当課長、担当部署に同行を求めまして調査をと思ひしております。他のみなさまにおかれましては、これで終了とさせていただきたいと思ひます。大変ご苦労さまでした。 |
| 鈴木委員 | 先ほど委員長の言っていた玉里のほうでも残土がどうのこうのとわたしもお伺ひしたので、そっちの方もどうなっているか調査とか、もし行けたらと思ひたのでございませうけれども。 |
| 大和田委員長 | 地主には大丈夫かな。現地に行くとしたら。 |
| 亀山市民生活部 | 現地に行って見ていただくのは可能でございます。 |

| | |
|--------------------------------|---|
| 長 | |
| 大和田委員長 | 地域の方も大変困っておりまして、今日も実は傍聴に行くよというようなことでしたが議題には入っていないので、いま、執行部でいろいろ対応しているところだというようなお話をしましたが、大変区長さん始め地元の方も困っているようですので、是非、議員のみなさんに見ていただければと。 |
| 荒川委員 | 早いほうがいいよ。善は急げというから。 |
| 大和田委員長 | 今朝も大型ダンプのナンバーを隠した車が何台か通って、担当のほうでは中止命令を玉里地区については申し入れをしたようですけども、全然止まっていないというのが現状です。 |
| 亀山市民生活部長 | 中止命令につきましては、現在、大きな案件として3件ございます。宮田地区、中延地区、先ほどおっしゃられた下玉里地区でございますが、こちらにつきましては、再々に渡り停止命令と土地の所有者についてもどういう事業を行うのかということで問合せをしたり、警察、県にも同行していただいて動いている状況でございますが、なかなか停止してもらうのが難しいというような現状でございます。 |
| 3) 陳情第2号 太陽光発電施設に関する陳情書 | |
| 大和田委員長 | 前後しましたけども、陳情案件について事務局のほうから説明をお願いします。 |
| 深作書記 | <p>それでは、「陳情第2号 太陽光発電施設に関する陳情書」の概要について説明させていただきます。</p> <p>本陳情第2号は、地区名 花野井区さくら自治会 陳情者 大石 英敏様ほか25名から提出され、平成29年9月22日付で受理しております。</p> <p>陳情の内容でございますが、平成29年7月ごろ、陳情者がお住まいの住宅団地内に、太陽光発電施設の建設が始まりました。その施設の足場が、道路の中に入り込んでいるとのお話であります。</p> <p>そのため、陳情者は工事業者と話し合いをしたが、改善されなかったそうです。そこで、茨城県の担当者や小美玉市の担当者に相談したが、はみ出している道路が、個人所有の私有地である道路なので、県市に対応策がない旨を言われたそうです。</p> <p>その後、29年10月12日になって、その足場が道路にはみ出していない状況になったとの書面を持って参りました。</p> <p>そこで陳情者に、取り下げるかどうかをたずねましたところ、この陳情の趣旨は、太陽光発電施設を建設するときは、問題点・改善事項等を網羅しているような拘束力のある条例の制定を求めるといふものとのこととでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 大和田委員長 | 以上のようなことで、陳情があがっております。これより現地調査を行いますので、玄関前に車が用意してありますので、お願いしたいと思います。 |
| 長島委員 | それでは、委員長のほうでお話がありましたように、一部議案がまだありますが、それ以外の部署の方はこれで終了となります。以上、どうもご苦労さまでした。 |
| 現地調査 10:30~12:30 | |
| 大和田委員長 | それでは、現地調査大変ご苦労さまでした。休憩前に引続きまして、会議を開きます。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>時間の都合上、何人かの委員さんが所用があるということで、昼食を抜きまして、審査をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>現地調査に引続きまして、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をもってお願いしたいと思います。</p> |
| 荒川委員 | <p>現地、まず、花野井でいろいろ話を聞いたならば私道に対してのと。それはだいたい出来ていたというのを確認したと思うんですね。ただ、陳情者の言うことには、私道だから個人対個人、民事的な感覚でやるべきだというようなそれは十分分かっているんだと。あそこは公道の市道が手前まで来ていて、私道のところで元は農道だったかは調べなければ分からないので、農道だったら農道は一部の公道としてこれは市の管理になるわけだし、その辺が曖昧では何とも言えないと思うんですけど、これ解決すると言ってもわたしが議会として出来ることは、私問題提起しますけども、ある程度の国の政策だと思うんだよね。市でどうこう出来る話なのかどうかなんだよね。ある程度の行政機関というか、国のレベルの行政機関に、進達意見をこういうふうにしてくれと。例えば、いま不在地主の関係で税金が未納になっているとか、段々ようやく国が動きだしたようになっていますよねいま現在。だからそういう意味で、私道のやつをずっとやっていたら公道にするべきだというふうな意味合いの陳情請願を国に出すのか。そういうふうな共有地の問題だって同じだよね。何代もあれしていると相続人が一杯になっちゃうから、そこの納税者あたりに力を持って名義変更が出来るようにね。そういうふうなことを全部全て、自治省なのかな、だと思っただよね。そういうのに対して議会としては、進達意見を出すというぐらいしか出来ないんじゃないのかなと思うんですね。どうでしょうかね、これやっぱりみなさんの意見を聞いてもらってまとめてもらったらいいのかなと思うんですけど。</p> |
| 大和田委員長 | <p>ただいま、荒川委員のほうから、このような意見がありました。ほかにございますか。</p> |
| 鈴木委員 | <p>先ほど、何人かの人にお話を聞いて、何を求めているのかということのか具体的によく把握出来なかったというのがあったので、ただ市として何か出来ることをこれから少し検討する時間があったらいいのかなと思うので、もう1回継続的に勉強をして、出来ることをやってあげたいなと思いますし、ただ作るとなると先ほど荒川委員も言っていたように、個人の土地に作るなというのは出来ないと思うので、何か出来ることは多分あるんじゃないかと思うので、もう1回時間をとって話し合ってみたいなと思うのですが。</p> |
| 市村議長 | <p>その私道に対してどうのこうのではなくて、先ほどの深作係長のほうからの説明ではそういうことではなくて、こういう施設を作る場合にはきちんとした制約というか、そこをきちんとしてほしいというようなことだったと思うんですけど、市ではいまのところそういうあれがないんだけど、いま、荒川議員の言うように、国あるいは県に対してのそういういったもの。いまのところは国だけなのかな。</p> |
| 真家環境課長 | <p>この太陽光発電施設につきましては、県のガイドラインに沿って市町村は指導するというのが基本ですが、独自に条例を制定している自治体というのが7市ございます。例えば近くの石岡市でありますと、埋蔵文化財とかそういったものがある。あるいは筑波山なんかの景観とかいろんな観光とか、そういう問題でそういうところに作られないよというということで、独自にやっている自治体が県では7市ありますが、一般的には県が28年10月1日に作ったこのガイドラインに沿って指導をするというのが一般的でございまして、今回条例を制定というような陳情になっていますが、県のガイドラインに沿って指導していく考えでおります。</p> |
| 荒川委員 | <p>物事は公平にみないと、作るほうもいるんだからね。そうでしょうよ。被害者、加害者あるのだから。あんまり市がそこに介入していくと、どっちにも公平な条例なりを作らなないと、これはおかしいことになっちゃうからね。それだけはお願したいな</p> |

| | |
|--------|---|
| | と思います。 |
| 市村議長 | わたしらの竹原地区では、坂下のほうにあるのと、もうひとつのほうにあるのしかわたしは見えていないのですが、あと花野井の反対側にありますけど、竹原では特に坂下のところにあるやつは、大雨で土砂の流出があったわけですね。そういったことに配慮した、いわゆる住宅の開発であれば、いろんな施設の開発であれば調整区がありますよね。だから、そういった配慮とか、あるいは周辺の排出の環境を良くするとか、何らかのことはこれから考えていくのがいいのかなと思うんですよね。県のガイドラインに沿ってやるのが本来なのかもしれないけれども、その7市の例も良く調査をして、どういうことであるのかということを中心に、この市の実情にあった形を進めればいいのかなどというふうには思うんですけど。その辺。 |
| 荒川委員 | 設置しました前の家が反射しちゃって、取り除いたという事例も聞いているよね。そういうことも全て他人に迷惑かけたら、いま言ったように景観が、小美玉観光がないとやっているところなので、景観が悪くなって損ねた。そこら辺もきちんと項目入れて作ってやったほうがいいのかと思うよ。 |
| 関口委員 | やはり小美玉の太陽光について、現状を把握していろいろ環境によって違うところがあると思うのですよ。そういうなかではやはりいま言われているように、十分調査のうえ継続審議で具体的に審議していくことがいいんじゃないかと。この問題に対して。そのようにお願いしたいですね。 |
| 長島委員 | 陳情書のなかに、問題点と改善事項ということでいくつか載っているのですが、問題点のほうの、(1)の足場が放置されているというこれは、その後敷地内に移動してあるようですね。あと、問題点としますと、緊急時の連絡先とか、管理者、責任者の表示がないということで、改善事項の欄においても表示されることを望みますとなっていますが、県のガイドラインのほうわたしも詳しくは見えていないのですが、そこら辺の記載というか、いろんなところで管理責任ですね、そういうのは表示することになっているのかどうかをお願いします。 |
| 真家環境課長 | 県のガイドラインについても、連絡先、管理者の表示、看板等は義務付けられています。 |
| 長島委員 | 分かりました。ですからこの面については、市のほうに陳情に来ていますので、市のほうでそういうことが載っているのでは先ほどのお話のように、県のガイドラインに沿って市のほうは現在対処しているというようなことですから、そこら辺はこの管理者ここへお話していただければなど。改善事項で、条例等でハッキリしてほしいということですが、先ほどみなさんから話しあったように、すぐ条例ということにもいかないの、わたしも議員の人らまたいろいろ検討したいということなので、継続的に勉強したいなと思うんです。以上です。 |
| 村田委員 | 先ほど、荒川委員さんが言っていたように、例えば住宅建てて日が反射してどうのこうのという話もありましたけれども、逆に今日見て来たところ、普段見るような太陽光よりも若干高く作ってあるようなところもあったので、あの高さだったら大丈夫なんでしょうけど、あれよりももっと高くなると、日照権とか日が当たらなくなる可能性もあるということで、この陳情書のほうの改善事項等の4のところ、ガイドラインに設置する適当でないエリアに住宅地が入っていない。逆に、本来の住宅地が出来太陽光の…と書いてあるのですが、住宅地のことをしっかり配慮したことも今後考えていかなければいけないかなと思うので、そういうところもしっかりと調査して、今後いろいろと考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 大和田委員長 | <p>それでは、意見を集約したいと思います。</p> <p>みなさんそれぞれこの条例について、前向きな意見がありましたけども、小美玉市にあった条例、県の先進事例等も参考にしながらみんなで勉強していくというような形で、前向きに検討するというので、継続審査ということではいかがでしょうか。</p> |
| 各委員 | 「異議なし」の声あり。 |
| 大和田委員長 | おはかりいたします。この陳情については、継続審査にすることにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 「異議なし」の声あり。 |
| 大和田委員長 | 異議なしと認めまして、継続審査にしたいと思います。よろしく申し上げます。ご苦労さまでした。 |
| 長島委員 | 以上をもちまして、本日の総務常任委員会の議案全て終了いたしました。どうもみなさんご苦労さまでした。 |
| <p>閉会 ： 午後0時02分</p> | |